

【参考】認可外保育施設の指導監督について

- ・ 国が定める認可外保育施設指導監督指針に沿って認可外保育施設に対し指導監督を実施（児童福祉法第59条第1項）
- ・ 指導監督については、定期的（年1回）に行う立入調査のほか、通報等があった場合に事前通告なしで行う特別立入調査があり、立入調査の結果、改善を求める必要がある場合は、改善指導を実施（指導監督指針第3の2）
- ・ 改善指導にもかかわらず改善がされない場合は改善勧告を行い、改善勧告に従わない場合についてはその旨を公表（児童福祉法第59条第3項、第4項）
- ・ それでも改善が図られない場合は弁明の機会を付与し、附属機関の意見を聴取した上で、事業の停止又は施設の閉鎖を命令（児童福祉法第59条第5項）

